

東京都における公害紛争処理機関

東京都公害審査会

(社)東京産業廃棄物協会
小栗英夫

公害苦情相談

都内の公害相談窓口寄せられる苦情は、年間約9千件

現象別は、騒音、大気汚染、悪臭の順

発生源別は、産業型公害が減少し、近隣から発生する苦情の割合が増加

東京都公害審査会

区や市の公害苦情相談窓口へ苦情を申立てたあと、相当の期間が経過して、なお解決の見通しが立たないか、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合、都道府県の公害審査会が、公正中立な立場から調停を行い、話し合いにより紛争を解決するためのシステム

- ・ 公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う組織
- ・ 15名の委員で組織、審査会会長が指名する委員が委員会を構成
- ・ 委員は都議会の同意を得て知事が任命

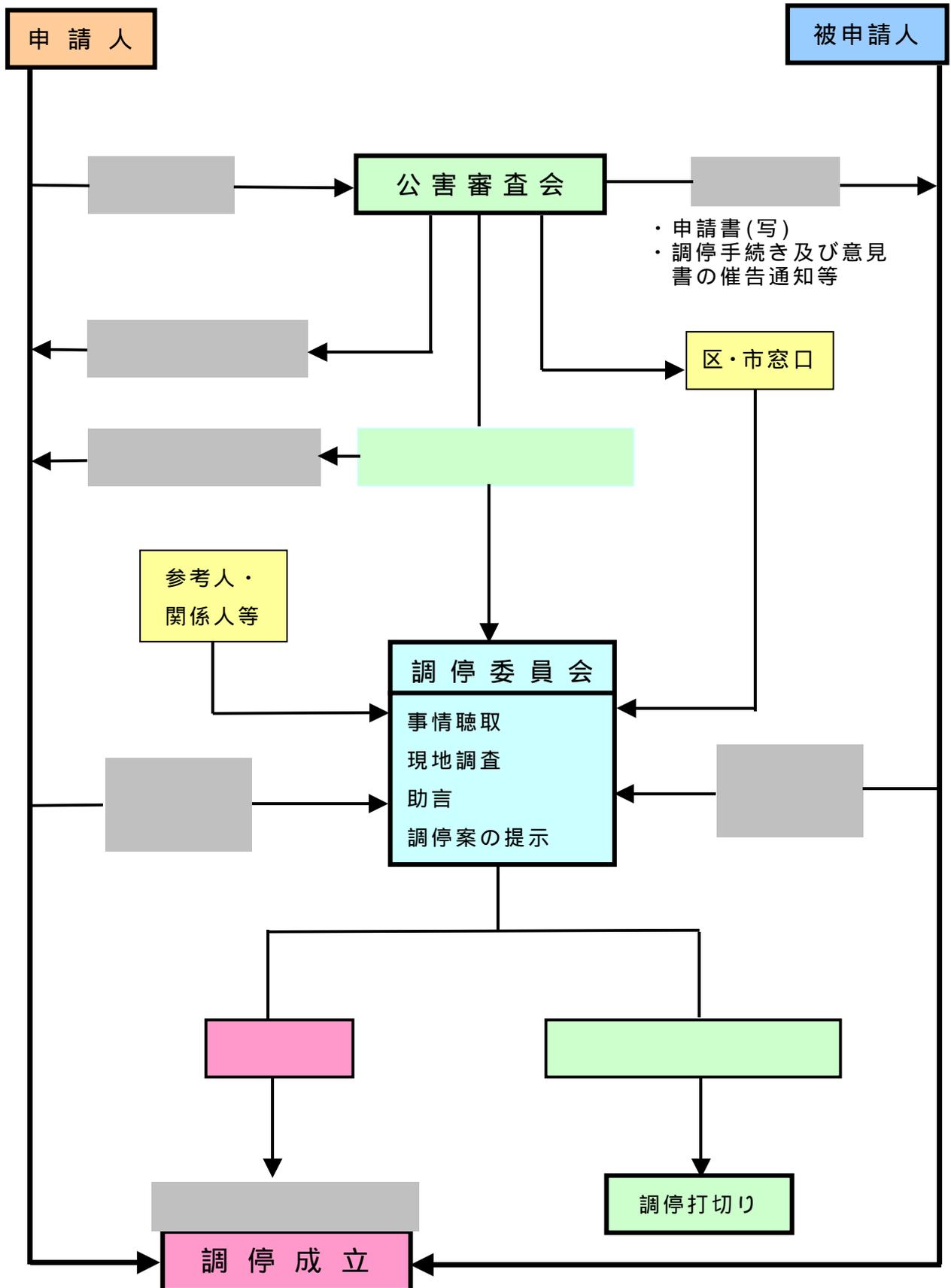
審査会が扱う紛争

- ・ 相当範囲にわたる…人的・地域的に広がりがある
- ・ 典型7公害………大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
- ・ 民事上の紛争………損害賠償請求、操業の差止、公害の防止対策請求等

調停

- ・ 調停とは、調停委員会が紛争の当事者を仲介し、当事者双方の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続
- ・ 当事者間に合意が成立したときは、調停委員の立会いのもとに調停書を作成

調停の進行



あっせん、調停、仲裁

	あっせん	調 停	仲 裁
基本	当事者による自主的な解決に比重を置く	委員会が紛争の解決に向けて働きかける	裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、仲裁委員に判断を委ねるという仲裁契約の締結が前提
委員	3名以内（1人でも可）	3人の調停委員	3人の仲裁委員
期日	期日を開かない場合あり	当事者双方の出席できる期日を設定	当事者双方の出席できる期日を設定
解決方法の性格	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者間の合意で和解が成立する ・和解契約書に強制力はない ・強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起するなどして、債務名義(民事執行法第22条)を得る必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者間の合意で調停が成立する ・合意を促すものとして調停案の受諾勧告がある ・調停書に強制力はない ・強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起するなどして、債務名義(民事執行法第22条)を得る必要がある ・ただし、義務履行を促す制度として義務履行勧告がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲裁委員の判断により仲裁判断が行われる ・仲裁判断は判決と同様の効力を有する ・強制執行を求めるには、執行判決を求める訴えを提起する必要がある